

有料公園施設料金表

2. 大平運動公園				
区分		単位	使用料 (改定前)	使用料 (改定後)
管理棟	第1多目的室		1時間につき	160
	第2多目的室		1時間につき	100
	シャワー		1回につき	100
野球場	スポーツ		1時間につき	600
			1日につき	4,800
	集会等		1時間につき	1,500
			1日につき	12,000
	営利等		1時間につき	6,000
			1日につき	48,000
附属設備	放送器具 判定表示操作盤		1回につき	1,000
	スコアボード		1回につき	500
多目的運動広場	全面	スポーツ	1時間につき	1,000
		集会等	1時間につき	2,500
		営利等	1時間につき	10,000
	半面	スポーツ	1時間につき	500
		集会等	1時間につき	1,250
		営利等	1時間につき	5,000
多目的運動広場 夜間照明設備	全灯		30分につき	2,500
	半灯		30分につき	1,250
テニスコート	(1面につき)	スポーツ	1時間につき	400
		集会等	1時間につき	1,000
		営利等	1時間につき	4,000
テニスコート夜間照明設備			30分につき	200
第2多目的広場	スポーツ		1時間につき	500
	集会等		1時間につき	1,250
	営利等		1時間につき	5,000
テニスコート夜間照明設備			30分につき	500

備考

1 市外の者(市内の事業所に勤務する者並びに小山市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。)が利用する場合の使用料(シャワー使用料を除く。)は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2 利用時間が単位未満であるとき又は利用時間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の時間を1単位として計算する。

3 野球場、テニスコート、多目的運動広場及び第2多目的広場を、入場料(入場料、会費、賛助費、寄附金等いずれの名義又は名目を問わず、入場のために要する対価をいう。)を徴収して利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。